

京都市告示第 309 号

平成 11 年 9 月 30 日京都市告示第 245 号（建築基準法による特定工程の指定等）の一部を次のように改めます。

令和元年 8 月 30 日

京都市長 門川 大作

第 2 項第 1 号中「以下同じ。」を削り、「寄宿舍」の右に「の用途に供する建築物」を加え、「地階を除く階数が 2 以上又は延べ面積」を「その用途に供する部分（建築基準法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請に係る部分に限る。以下同じ。）が 2 階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計」に改め、同項第 2 号中「建築基準法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

別表を以下のとおり改める。

建築物		指定する特定工程及び特定工程後の工程			
		基礎工事に関する工程		建方工事に関する工程	
		特定工程	特定工程後の工程	特定工程	特定工程後の工程
(1)	2 階建て住宅等	—	—	土台, 柱, はり及び筋かい（以下この表において「木造の軸組」という。）を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法にあっては, 木材で組まれた枠組み	木造の軸組を覆う床, 壁及び天井を設ける工事の工程（枠組壁工法にあっては, 枠組みを覆う屋内側の壁及び天井を設ける工事の工程）

				を設置する工 事の工程)	
(2)	地階を除く階数が1以下の特定特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	—	—
(3)	地階を除く階数が2以上の木造の特定特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程（枠組壁工法にあっては、木材で組まれた枠組みを設置する工事の工程）	木造の軸組を覆う床、壁及び天井を設ける工事の工程（枠組壁工法にあっては、枠組みを覆う屋内側の壁及び天井を設ける工事の工程）
(4)	地階を除く階数が2以上の鉄骨造の特定特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	主として鉄骨造の部分により支持される最初の床版を取り付ける工事の工程	鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事、内装工事及び主として鉄骨造の部分により支持される最初の床にコンクリートを打設する工事の工程

(5)	地階を除く階数が2以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の特定特殊建築物	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程
(6)	地階を除く階数が2以上の特定特殊建築物で構造の種別が混合したもの	基礎又は地中はりの配筋工事の工程	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程	2階の床を支持する部分の主たる構造の区分に応じ、(3)の項から(5)の項までに掲げる建方工事に関する特定工程	2階の床を支持する部分の主たる構造の区分に応じ、(3)の項から(5)の項までに掲げる建方工事に関する特定工程後の工程

備考1 この表で「枠組壁工法」とあるのは、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。

備考2 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により、1の建築物について複数の工区に分けて工事を行う場合にあつては、それぞれの工区における当該工事の工程を中間検査の対象とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)